

○玖珠町広告料収入事業実施要綱

平成23年1月11日

玖珠町要綱第1号

(趣旨)

第1条 この要綱は、自主財源確保の一環として実施する玖珠町広告料収入事業(以下「事業」という。)に関し、必要な事項を定めるものとする。

(事業)

第2条 事業は、住民への配布等を目的とした広告媒体(以下「広告媒体」という。)に企業等の広告を掲載又は掲出すること(以下「広告掲載」という。)について、町長が承諾、許可等(以下「承諾等」という。)を行うことにより、収入の増加又は経費の節減を図るものとする。

(広告掲載の基準)

第3条 町長は、広告掲載の公平性及び中立性を保つため、次の各号のいずれかに該当する場合は、承諾等を行わないものとする。

- (1) 公序良俗に反するおそれのあるもの
- (2) 政治又は宗教に関するもの
- (3) 個人、団体等の意見広告及び名刺広告
- (4) 社会問題についての主義主張や係争中の声明広告
- (5) 誇大表示、不当表示など表現方法等が不適切なもの
- (6) 他を誹謗、中傷又は排斥するもの
- (7) 非科学的又は迷信に類するもので、公衆を迷わせ、又は不安を与えるおそれのあるもの
- (8) 町税等を完納していない者の申し出
- (9) その他町長が広告掲載として適当でないと認めるもの

2 前項に定めるもののほか、広告掲載に必要な広告の基準については、広告媒体ごとに町長が別に定める。

(広告掲載の優先順位)

第4条 広告の掲載の希望が同一の広告媒体に重複した場合において、広告を掲載する優先順位は、次の各号の順序とする。

- (1) 国、地方公共団体、公益法人又はこれらに類するものに係る広告
- (2) 私企業のうち、町内に事業所等を有するものに係る広告
- (3) 前2号に該当しないものの広告

- 2 前項の規定にかかわらず、広告媒体等の発行状況等を勘案し支障がないと認めるとき、掲載する広告の順位を受付順とすることができる。

(広告掲載の募集方法等)

第5条 広告掲載の募集方法、広告の規格、枠数、広告料、広告の期間及び広告の作成方法等は、広告媒体ごとに町長が別に定める。

(広告掲載の承諾等)

第6条 広告掲載を行おうとする者は、あらかじめ町長の承諾等を受けなければならない。

- 2 町長は、前項の承諾等を行う際、広告掲載に係る広告の内容、デザイン、について指示し、又は広告掲載に必要な条件を付することができる。
- 3 前2項の審査にあたり、特に必要があると認めるときは第11条に規定する玖珠町広告掲載審査委員会に審査を求めることができる。

(権利譲渡等の禁止)

第7条 前条第1項の規定による承諾等を受けた者(以下「広告主」という。)は、承諾等を受けた広告掲載の権利を譲渡し、又は転貸してはならない。ただし、あらかじめ町長の承認を得たときは、この限りでない。

(広告の掲載)

第8条 広告主は、広告掲載を開始する期日、広告掲載の方法等について、町長と事前に協議し、その指示に従わなければならない。

(広告主の義務)

第9条 広告主は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 広告の内容等に瑕疵、虚偽、誤記等がないこと。
 - (2) 広告の内容等が第三者の権利を侵害するものでないこと。
 - (3) 広告に関連する財産権について、その権利処理が完了していること。
 - (4) 広告の内容等が承諾等又は当該承諾等に係る指示若しくは条件に適合したものであること。
- 2 広告主は、前項各号に掲げる事項に対し、第三者からの苦情、被害救済又は損害賠償の請求等の問題が生じたときは、自らの責任でこれらを解決しなければならない。

(広告掲載に係る承諾等の取消し)

第10条 町長は、広告主が第6条第2項の規定による指示若しくは条件に従わないとき、又は承諾等を行った後の事情変更等により広告の内容等が第3条の基準に抵触したときそ

の他町長が特に必要があると認めるときは、広告掲載に係る承諾等を取り消すことができる。

(委員会)

第11条 町長は、広告の取り扱いに関して必要な審査を行うため、玖珠町広告掲載審査委員会(以下「委員会」という。)を置く。

2 委員会は次の号に掲げる事項について審査する。

(1) 第6条第3項の規定に関すること。

(2) その他、事業運営に関し必要かつ重要な事項。

3 委員会の委員長は、副町長をもって充て、副委員長は、まちづくり推進課長をもって充てる。

4 委員会の委員は、玖珠町行政企画委員会の委員をもって充てる。

5 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、副委員長がその職務を代理する。

6 委員長は、必要があると認めるときは、新たな委員を指名することができる。

7 委員会の庶務は、総務課において処理する。

(委員会の会議)

第12条 委員会の会議(以下「会議」という。)は、委員長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

3 前号の規定にかかわらず、委員長は、必要に応じ回議による審査をすることができる。

4 委員会は、審議に関し必要があるときは、関係者の出席を求め意見を聞くことができる。

(委任)

第13条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施に必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。